

(目的)

第1条 この規程は、敬愛短期大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保するために、研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理基準を定めることを目的とする。

(研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、研究成果の信頼性と公正性を損なうことがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的規範、国内外の関係諸法令及び学内の諸規則その他を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において「研究者」とは、本学での研究活動に関わる全ての者（専任及び非常勤教職員並びに共同研究者）をいう。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案・実施、情報等の収集・管理、研究成果の公表・評価に至る全ての行為及びそれらに付随する全ての事項をいう。

3 この規程において「研究成果の発表」とは、自己の研究に関わる新たな知見・発見及び専門的知見を公表する全ての行為をいう。

4 この規程において「研究費」とは、個人研究費等の学内研究費並びに受託研究費、共同研究費及び科学研究費補助金等の学外研究費をいう。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国・地域・組織等の研究活動における文化・慣習・規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究の協力者・支持者等に対しては、感謝の意をもって接しなければならない。

4 研究者は、研究・教育・学会活動において、個人の尊厳を重んじ、基本的な人権を尊重するとともに、属性や思想、信条等による差別を行ってはならない。

5 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、盗用等の不正行為の発生を未然に防止するために、研究環境の整備に努めなければならない。

(研究者の利益相反行為)

第5条 研究者は、次の各号に掲げる産学官連携活動を含む研究活動を行う場合は、利益相反が生ずるおそれがあることを十分に認識し、大学及び研究者に対する社会からの信用が損なわれるおそれがないように、透明性を確保しなければならない。

(1) 共同研究や受託研究を行う、又は参加するとき

(2) 企業等への兼職を行うとき

(3) 企業等から寄付金、助成金及び設備・物品の供与を受けるとき

(4) 報酬、株式譲渡などの経済的利益を受けるとき

(5) 共同研究に関して企業等から何らかの経済的価値を持つ便宜を供与されるとき

(6) 研究者が自己の発明などを企業等に技術移転するとき

(7) 前各号に定めるもののほか本学研究倫理委員会が対象とすることを認めるとき

2 研究者は、研究活動を行うに当たって、前項第1号から第6号までに定める状態が生ずるときは、あらかじめ学長にその旨を申告しなければならない。

(資料、情報、データの収集と管理)

第6条 研究者は、資料、情報、データ等の収集に当たり、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法で、研究の目的に適う必要な範囲においてこれを行わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報データ等の消滅、改ざん、流出等を防止するため、適切に管理しなければならない。

3 研究者は、収集した資料、情報、データ等を事後の検証、追試が行えるよう十分な期間保管しなければならない。ただし、個人に関する資料、情報、データ等の保管については、協力者との合意を得た期間とする。

(人を対象とする研究、及びインフォームド・コンセント)

第7条 研究者が、人を直接の対象とし、アンケート、対面調査、写真撮影等により、個人からその行動、環境、心身等に関する情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、別紙様式の「人を対象とする研究に関する計画書」を学長に提出しなければならない。研究計画を変更する場合も同様とする。

2 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してあらかじめ次の事項について説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

①研究への参加は任意であること。

②研究への参加に同意しない場合にも不利益を受けないこと。

③同意はいつでも不利益を蒙ることなく撤回できること。

④対象者に選定された理由

⑤当該研究の意義、目的および方法、研究計画が終了するまでの期間ならびに対象者が参加を要する期間、頻度および1回の参加に要する時間

⑥研究者の氏名および職名

⑦予測される当該研究の結果、社会に期待される利益ならびに起こりうる危害、不快な状態およびそれへの対応

⑧特許権が生み出される可能性がある場合には、その帰属先

⑨対象者を特定できないよう配慮した上で、研究の成果が公表される可能性があること。

⑩当該研究の資金源等、起こり得る利害の衝突および研究者と関連組織との関わり

⑪資料、データおよび個人情報の取り扱い、保存および使用の方法ならびに保存期間

⑫当該研究についての問い合わせ先および苦情等の窓口の連絡先

⑬その他必要な事項

3 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の収集又は採取を行う場合、提供者にとって安心かつ安全な方法により、身体的、精神的負担及び苦痛をできる限り与えないようにしなければならない。

第8条 研究者は、人を対象とする研究の実施期間終了後、任意の様式による研究終了報告書を学長に提出しなければならない。

2 研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、各年度末までに任意の様式による経過報告書を学長に提出しなければならない。

3 研究終了報告書及び経過報告書を提出しない研究者が、新たに別の研究計画書を学長に提出した場合、これを受理しないものとする。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究のために収集した資料、データ等のうち個人を特定できるものについて、本学園の個人情報保護基本規程及び個人情報保護ガイドラインに従って厳重に管理しなければならない。

(研究成果の公表)

第10条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、公表することに努めなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的な理由があって、公表に制約がある場合は、その合理的期間内において公表を差し控えることができるものとする。

2 研究者は、先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産や著作権を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表における不正な行為が大学及び研究者に対する社会の信用を損ねる行為であることを自覚し、捏造、改ざん、盗用、重複投稿等の行為を行ってはならない。

4 研究成果における不適切な引用、引用上の不備、誇大な表現若しくは意図的に誤解を招く表現などは、不正な行為とみなされるおそれがあり、研究者はこれらの行為を行ってはならない。

5 研究者は、提供された資料、情報、データ等のうち個人を特定できるものについて、提供者の許可なく公表してはならない。

（他者の業績評価）

第11条 研究者が論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる場合には、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要項等に従って、自らの学問的良心に従って公正に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価において知り得た情報を不正に利用並びに漏洩してはならない。

（公的研究費の管理等）

第12条 科学研究費補助金等の公的な研究費の管理・監査については、別に定める規程に従うものとする。

（本学の責務）

第13条 本学は、研究者の研究倫理意識を高めるため、必要な啓発及び研究計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講ずるものとする。

3 本学は、研究活動について、不正な行為などの申立て及び不当若しくは不公正な扱いを受けた者からの苦情・相談等に対しては、適切に対応するものとする。

4 本学は、研究活動について、不正な行為などを申し立てた者が、将来にわたって不利益を被ることがないよう十分な配慮をしなければならない。

5 本学は、第5条第2項に定める研究者の申立てについては、その内容を適切に管理するとともに、問題が生じた場合には、必要に応じて調査を行うなど、適正な措置を講ずるものとする。

6 本学は、第7条第1項に定める人を対象とする研究に関する計画書が提出された場合は、審査を行うものとする。

7 本学は、前項に定める審査を行うため、必要に応じて研究倫理委員会を設置することができる。

8 研究倫理委員会に関する事項は、別に定める。

9 本学は、人を対象とする研究の進行状況および結果を把握し、研究が倫理的、法的または社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事務）

第14条 この規程に関する事務は、大学運営室が行う。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、企画運営委員会で審議し学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。